平成２６年（フ）第１７１号
愛知県豊橋市東橋良町57番地　Ａ102
債務者　對馬　隆行
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１８６号
愛知県豊川市大崎町大町33番地
債務者　伊東　育江
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１４７号
千葉県松戸市松戸1434番地の２　Ｒｉｖｅｒ　Ｃｉｔｙ　Ｍａｔｓｕｄｏ206号
破産者　長谷川　忠
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６１号
千葉県松戸市和名ケ谷857番地の３
破産者　有限会社秋田建商
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８８４号
愛知県愛西市稲葉町村南43番地
破産者　市江運送合同会社
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４８号
岡山市北区富田411番地２　311、旧住所岡山市北区青江３丁目12番１号　オーキッド青江302
破産者　土田　将博（開始決定時の名正博）
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１号
北海道伊達市舟岡町216番地
破産者　株式会社丸鳶平組
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
東京都あきる野市二宮2413番地５
破産者　宇佐美和子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５５号
三重県四日市市蒔田４－２－６、開始決定時の住所岐阜市島栄町２丁目13番地２
破産者　坂井田康浩
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字室木714番地
破産者　有限会社藤野組
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第９６号
宮崎県都城市郡元３丁目18番地16
破産者　有限会社九特運輸
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３０７号
奈良県御所市大字元町376番地の12　元町改良住宅184、前住所奈良県御所市大字元町379番地
破産者　岸本　善博
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０３８号
埼玉県朝霞市宮戸２－９－７、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市北野２丁目12番２号
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０２号
名古屋市北区上飯田西町３丁目61番地の４　サングリーン上飯田205号、従前の住所名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地１棟917号
破産者　小崎　英昭
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４５号
大阪府和泉市和気町１丁目25番40号
破産者　田中　　茂
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
千葉県印西市高花１丁目６番地９棟302号、開始決定時大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川304号
破産者　竹井　武臣
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２号
岡山県備前市日生町日生644番地５マリンプラザ日生セカンドステージ1102、開始決定時の住所兵庫県朝来市和田山町竹田220番地
破産者　太田　博文
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係